

琉球大学学術リポジトリ登録細則

〔平成 18 年 11 月 10 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、琉球大学学術リポジトリ規程第 9 条の規定に基づき、琉球大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）への学術研究成果等の登録手続に関し必要な事項を定める。

(登録)

第 2 条 この細則において「登録」とは、学術研究成果等の電子形態への媒体変換、リポジトリへの蓄積及び公開に当たって必要な書誌情報の付与を登録資格者が自ら行うことをいう。

(登録者認証 ID 及びパスワードの申請)

第 3 条 登録資格者は、学術研究成果等の登録に先立ち、別紙様式により申請を行い、認証 ID 及びパスワードの発行を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、琉球大学研究者データベース運用管理規程第 12 条に定めるユーザー登録がなされているときは、当該ユーザー登録申請をもって、前項の申請に代えることができる。

(登録の代行)

第 4 条 登録資格者は、登録を琉球大学学術リポジトリ運営委員会（以下「リポジトリ運営委員会」という。）に代行させることができる。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、リポジトリ運営委員会が別に定める。

(改廃)

第 6 条 この細則の改廃は、リポジトリ運営委員会の議を経て委員長が行う。

附 則

この細則は、平成 18 年 11 月 10 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日）

この細則は、令和 3 年 3 月 4 日から実施する。

(別紙様式)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

私は、琉球大学学術リポジトリ登録細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、学術研究成果等を琉球大学学術リポジトリに登録するための認証 ID 及びパスワードの発行を申請します。

記

(申請者記入欄)

所 属		
氏 名		
職員番号・ 学籍番号		
連絡先	電話	
	e-mail	

※本申請書に記載された個人情報の取扱いは琉球大学学術リポジトリへのユーザー登録のみに利用します

(以下の記入は不要です。)

搭載日	ID・パスワード設定	受付日